



平成 27 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ァ ン デ リ ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 阿 部 公 祐
(コード番号：3137 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 梶 原 哲 也
経 営 管 理 本 部 長
(TEL. 03-6741-5890)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 29 日開催の第 15 期定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 27 年 5 月 22 日の取締役会決議による新株発行により、発行済株式数が増えられましたので、発行可能株式総数の変更をするものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 30 条および第 41 条の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第 30 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線が変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,400</u> 万株とする。	第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,530</u> 万株とする。
第 30 条 (社外取締役の責任限定) 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	第 30 条 (取締役の責任限定) 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、 <u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、 <u>会社法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

現行定款	変更案
<p>第41条（<u>社外監査役</u>の責任限定） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>第41条（<u>監査役</u>の責任限定） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、会社法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月29日
 定款変更の効力発生日 平成27年6月29日

以上